

## 「いじめ」をなくすために

福岡県弁護士会  
弁護士 甲木 真哉

1

## 自己紹介

- ▶ 福岡市南区生まれ
- ▶ 2002年（平成14年）に弁護士登録  
～弁護士ってどんな仕事？  
民事事件・刑事事件・少年事件・・・  
いじめに関する相談・事件

2

## 季節についてのアンケート

- ▶ 春・夏・秋・冬の中で好きな季節は？
- ▶ 春・夏・秋・冬の中で嫌いな季節は？

3

## 「いじめ」に関するクイズ

- ▶ 設問 1

A君は、同じクラスのB君・C君・D君から、よく休み時間に殴られたり、蹴られたりしている。

⇒ これって「いじめ」？

4

## 「いじめ」に関するクイズ

### ▶ 設問 2

A君は、同じクラスのB君だけから、よく休み時間に殴られたり、蹴られたりしている。

⇒ これって「いじめ」？

5

## 「いじめ」に関するクイズ

### ▶ 設問 3

Aさんの上靴を、Aさんから悪口を言われていた同じクラスのBさんが隠してしまった。

⇒ これって「いじめ」？

6

## 「いじめ」に関するクイズ

### ▶ 設問 4

Aさんに対して、Bさん・Cさん・Dさんたちが「キモい」と言った。

⇒ これって「いじめ」？

7

## 「いじめ」に関するクイズ

### ▶ 設問 5

クラスで一番背が高いAさんに対して、Bさん・Cさん・Dさんたちが「Aさんって背が高くていいよね」と言った。

⇒ これって「いじめ」？

8

## 「いじめ」に関するクイズ

### ▶ 設問 6

「いじめ」を禁止している法律はある？

9

## 「いじめ」に関するクイズ ～答え合わせ

### ▶ 設問 6

「いじめ」を禁止している法律はある？

⇒ ある！

「いじめ防止対策推進法」

2013年（平成25年）成立

10

## いじめ防止対策推進法

### ▶ 第4条（いじめの禁止）

児童等は、いじめを行ってはならない。

11

## いじめ防止対策推進法

### ▶ 第2条1項（定義）

「いじめ」とは、児童等に対して他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、その対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

12

## いじめ防止対策推進法

### ▶ 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）

- 暴力だけじゃない。発言やメールも。
- 直接ではない行為も（うわさ話・書き込み）
- 無視することも

13

## いじめ防止対策推進法

### ▶ その対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

- ✓ された側が「苦痛だな」「嫌だな」と感じるかどうかで、いじめかどうかが決まる。
- ✓ する側にとって、されたら「嫌な」ことではない。
- ✓ 多くの人にとって、されたら「嫌な」ことではない。

14

## いじめ防止対策推進法

### ▶ 何が「好き」で、何が「嫌」かは、その人の自由

### ▶ 他の人に押し付けられたり、みんなと一緒にじゃなければいけないものではない。

好きな季節・嫌いな季節 ～自由なはず

### ▶ 他の人に押し付けていたら、自分も押し付けられることになる。

⇒お互いの「好き」や「嫌」を尊重することが重要

15

## 「いじめ」に関するクイズ ～答え合わせ

### ▶ 設問 1

A君は、同じクラスのB君・C君・D君から、よく休み時間に殴られたり、蹴られたりしている。

### ▶ 設問 2

A君は、同じクラスのB君だけから、よく休み時間に殴られたり、蹴られたりしている。

⇒どちらもいじめ  
大勢なのか一人なのかは関係ない

16

## 「いじめ」に関するクイズ ～答え合わせ

### ▶ 設問 3

Aさんの上靴を、Aさんから悪口を言われていた同じクラスのBさんが隠してしまった。

⇒いじめ

Aさんの悪口もいじめ。  
だからといって、Bさんの仕返しが許されるわけではない。

17

## 「いじめ」に関するクイズ ～答え合わせ

### ▶ 設問 4

Aさんに対して、Bさん・Cさん・Dさんたちが「キモい」と言った。

⇒いじめ

Aさんの心は傷つくはず  
Bさんだけであっても「いじめ」

18

## 「いじめ」に関するクイズ ～答え合わせ

### ▶ 設問 5

クラスで一番背が高いAさんに対して、Bさん・Cさん・Dさんたちが「Aさんって背が高くていいよね」と言った。

⇒Aさんが「嫌」なのであれば、いじめ

Bさんたちがどういうつもりで言っているのか、Bさんたちにとっては「嫌」なことではないということは、関係ない。

19

## 日常生活の中の「いじめ」

▶ ちょっとした行動や発言で、誰かを傷付ける。  
⇒ 日常生活の中でよくあること

▶ 「いじめ」を100%なくすことは難しい。

▶ しかし、誰かが「傷付く」ことは減らした方がいいのは当たり前のこと

↓

「いじめ」を減らすこと、「いじめ」が続くことを防ぐことが重要

20

## 「いじめ」が続くことの危険性

- ▶ ちょっとした「いじめ」くらい許されるのでは・・・。

「いじめ」を受けた側

嫌なことを我慢し続ける・・・ストレス  
孤立感・周囲から排除されている感じ  
自分が悪いのではないかという錯覚

21

## 「いじめ」が続くことの危険性

ちょっとした「いじめ」が続くことで・・・

- 学校に行けない・・・不登校
- 適応障害やうつ病といった精神的な病気
- 自死

こういった「重大事態」には誰でもなりうる。

22

## 「いじめ」で重大事態が起これば・・・

- ▶ 刑事上の責任  
傷害罪・強要罪等 → 少年事件として処分
- ▶ 民事上の責任  
多額の損害賠償義務
- ▶ その他  
学校や教育委員会の調査  
マスコミ報道

23

## 「いじめ」で重大事態が起これば・・・

しかし、何よりも・・・

- 友達に取り返しのつかないことをしてしまった
- 友達を自死まで追いつめてしまった
- 友達の命を助けることができなかった

・・・そんな気持ちを一生背負い続けることに

24

## 「いじめ」を減らす方法

- ▶ 相手の気持ちを思いやる・気遣う
- ▶ 自分がされたら嫌なことは他人にしない。  
↓  
自分がされても平気なことは他人にしてもいい、のではない！
- ▶ 自分の価値観や周りの価値観を相手に押し付けない。  
= 他の人から価値観や考え方を押し付けられない。

25

## 「いじめ」が続くことを防ぐ方法

### 周囲の人にできること

- ▶ 「いじめ」を見つけること  
= 「嫌だ」と感じていそうなことを見つけること
- ▶ いじめている人に止めるよう伝える。
- ▶ 先生や周囲の人に相談する。

26

## 「いじめ」が続くことを防ぐ方法

- 「いじめ」かどうか分からない  
= 本人が嫌がっているかどうか分からない
- ▶ 本人が「嫌だ」と言えれば一番分かりやすい  
～ 「嫌だ」と言えない状況がある
- ⇒では、どうしたらいいか？

27

## 「いじめ」が続くことを防ぐ方法

- ▶ 「嫌なのかも」と気付いた人が、いじめられている人に聞いてみる。  
～ 「本当は嫌じゃないの？」  
「されたくないんじゃないの？」
- ⇒「嫌だ」と答えられれば「いじめ」と分かる。  
「嫌だ」とすぐに答えられなくても、自分と同じように感じている友達がいることが分かる。

28

## 「いじめ」が続くことを防ぐ方法

自分と同じように感じている友達がいることが分かれば・・・

- ▶ 「嫌だ」「止めて」と本人が言いやすくなる。
- ▶ いじめてくる友だちと距離を置きやすくなる。
- ▶ 孤立感を深めることを防げる。

29

## LINEなどでのやりとりの注意点

- ▶ 「いじめ」は相手が嫌がっているかどうか

⇒LINEやインスタなどのネット上でのやりとりでは相手の表情・顔色・声の感じも分からない。

スタンプや絵文字・顔文字では本当の気持ちは分からない。

⇒自分の意図も伝わりにくい（そなたつもりじゃ）

30

## LINEなどでのやりとりの注意点

LINEやインスタ等のやりとりは周りに見えにくい。本人たちや一部の人にはしか見えない。

- ▶ 周りの人が「いじめ」に気づきにくい
- ▶ いじめられている側は、「見えないところでも何かされているかも」と思ってしまう。

⇒ より孤立が深まりやすい。

31

## LINEなどでのやりとりの注意点

- ▶ LINEやインスタ等でのやりとりは残り続ける。

⇔ 発言や行動は、ある意味その場限り

⇒ いじめられる側はダメージを受け続ける。

- ▶ 思わぬ形で広がってしまう可能性。

⇒ 誰かが簡単に広めることができってしまう。

32



最後に

